

「日本で最も美しい村」連合ロゴの使用に関する規定

様式_ロゴ使用_明細



NPO法人「日本で最も美しい村」連合

事務局への通知			年会費	広報活動		営利活動		使用条件 その他
				・雑誌、ポスター、名刺等への掲示		・商品への添付 ・サービスの提供		
				料金	手続き	料金	手続き	
加盟自治体内		自治体(村/町)	10円/人	無料	事務局へ報告	免除 年会費に内包	事務局へ報告	・ロゴの使用されるものについては、「日本で最も美しい村」の品格を貶めうる可能性のあるものについては一切使用できません
		企業・団体	営利活動をする場合は、正/準会員の登録必要			準会員規則に準拠		
		個人	営利活動をする場合は、準会員の登録必要					
正会員	目的に賛同	第3部会 企業・団体	1口/口↑ (100000円/口)			5万円/種 25万円/無制限	自治体確認 事務局審査	・原則年間ベースの総量で課金します
		第2部会 個人	10口↑ (5000円/口)					
準会員	趣旨に賛同、事業を援助	所在が当該自治体内 企業・団体	(5000円/口)			5万円/種 25万円/無制限	自治体審査 事務局確認	
		個人	(5000円/口)			1万円/種 3万円/無制限		
一般会員	趣旨に賛同、当該自治体外	企業・団体	(5000円/口)			10万円/種 50万円/無制限	事務局審査	
		個人	(5000円/口)			2万円/種 5万円/無制限		
その他			—				事務局審査	—
備考			<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動については、あくまで告知し広めてもらう事が必須であるために、年会費のみで使用に伴う発生金額はありません。 ・広報活動として利用する際には、「日本で最も美しい村」連合の紹介及び連合ロゴを必ず添付して使用することが前提となります。 		<ul style="list-style-type: none"> ・金額については現在の情勢を踏まえての現段階価格であり、今後随時更新していきます。 			